平成２３年（フ）第７５号
愛知県一宮市萩原町西御堂字東向江31番地
破産者　有限会社丸仲
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８４号
愛知県稲沢市奥田大沢町19番地
破産者　株式会社リプロ
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１４４号
愛知県小牧市春日寺２丁目109番地
破産者　合資会社中田工業
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２１０号
愛知県稲沢市小池１丁目７番25号
破産者　有限会社アイコー
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２１１号
愛知県稲沢市駅前３丁目３番３号
破産者　株式会社アイコー
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２１２号
愛知県稲沢市駅前３丁目３番３号
破産者　株式会社アイコースタッフ
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２１３号
愛知県稲沢市小池１丁目７番25号
破産者　有限会社アイテックス
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３０６号
愛知県稲沢市平和町西光坊大門南1063番地７
破産者　株式会社かわぎし
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１７６１号
京都府城陽市中樋ノ上69番地の１
破産者　久日建設株式会社
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４００号
静岡県裾野市茶畑2016番地の120
破産者　小林　元春
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６１０号
奈良県桜井市大字三輪1176番地の１、前住所奈良県宇陀市榛原山辺三1767番地
破産者　山﨑　良三
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４５９号
奈良県橿原市新堂町60番地
破産者　澤渡　栄男
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
奈良県宇陀市榛原榛見が丘１丁目７番地の10、前住所奈良県宇陀市榛原高萩台75番地514号
破産者　木下　直美
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
千葉県木更津市長須賀1650番地　76号
破産者　中村小夜子
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２６号
千葉県君津市宮下２丁目23番Ａ―608号
破産者　林　　和寿
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２７号
千葉県木更津市清見台南２丁目９番Ｅ棟102号
破産者　林　　隆司
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１７６号
鹿児島県西之表市西之表15243番地
破産者　阿世知克史
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
函館市中島町34番５号
破産者　松本　富雄
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１７９号
埼玉県入間郡毛呂山町南台１丁目２番地15
破産者　内田佐知子
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３１４号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町３丁目３番１号
破産者　舘田　守正
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３６０号
埼玉県蓮田市西新宿５丁目８番地　グランハイムＯＨＴＳＵＫＡ・Ｂ―201号
破産者　福原　正浩
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部